

# アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の 主な変更点について (案)

## 全体

- 飼養豚で発生した場合の対応と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を明確に区分

## 前文

- 実質的な内容の変更なし。

## 第1章 基本方針

### 第1 基本方針

- 豚等の所有者は、飼養している豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない旨を明記。
- 都道府県は、平時から、家畜の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等への必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、アフリカ豚熱の発生予防を徹底する旨を明記。
- 飼料の製造・販売業者、家畜市場、と畜場、化製処理施設等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する旨を明記。

## 第2章 発生予防対策

### 第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

#### 第2-1 平時からの取組

- 都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、重機やフォークリフト等の特殊自動車及びこれを操縦する者等の調達先を確認し、防疫協定等の締結を進めることを追加。

- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

## **第2-2 発生に備えた体制の構築・強化**

- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

## **第2節 浸潤状況調査**

### **第3 浸潤状況を確認するための調査**

- 実質的な内容の変更なし。

## **第3章 まん延防止対策及び第4章 その他**

- 実質的な内容の変更なし。

以上